

寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 2 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 3 号

寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年寒川町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額 (円)
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第 8 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 157.5」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。